

独立行政法人国立女性教育会館物品購入等契約に係る取引停止等の取扱基準

平成20年10月30日

理事長 裁定

この基準は、物品購入等契約に係る取引停止等の取扱いに関し必要な事項を定めるものである。

(趣旨)

第1 独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「物品購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては、この基準の定めるところによる。

(取引停止の措置)

第2 会館が発注する物品購入等契約の相手方となる可能性を有する者（以下「業者」という。）が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなる場合は、一定期間会館との取引及び会館に対する営業活動をさせないことができる。

(取引停止の通知)

第3 取引の停止をするときは、会館理事長名で当該業者に通知するとともに、会館ホームページ上でその概要を公表する。

(取引停止の特例)

第4 一の事案により2以上の措置要件に該当するときは、取引停止期間が最長のものを適用する。

2 取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間は、2倍にする。

3 取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除する。

4 取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、事務局長の判断により、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(指名等の取消し)

第5 取引停止された業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消すものとする。

2 既に入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）が提出され開札等に至っていない場合は、入札書等の受理を取り消すものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第6 取引停止の期間中の業者は、会館発注の物品購入等契約の全部又は一部を下請させないものとする。

附則 この基準は、平成20年10月30日から実施する。

別表 (第2関係)

取引停止の措置基準

区分	措置要件	取引停止期間
(1) 過失による粗雑な契約履行	会館発注の物品購入等契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき	認定をした日から 1か月以上6か月以内
(2) 契約違反	(1)に掲げる場合のほか、会館発注の物品購入等契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき	認定をした日から 2週間以上4か月以内
(3) 落札決定後の契約締結の辞退	会館発注の物品購入等契約に係る一般競争契約、指名競争契約において、落札の決定後に契約締結の辞退をしたとき	認定をした日から 2週間以上4か月以内
(4) 談合	会館に係る物品購入等契約において、競争入札妨害又は談合が発覚したとき	認定をした日から 1か月以上12か月以内
(5) 不正行為	①会館に対し架空請求を行ったとき	認定をした日から 3か月以上24か月以内
	②納品の事実を偽ったとき	認定をした日から 3か月以上24か月以内
	③提出書類に意図的な虚偽があったとき	認定をした日から 2か月以上18か月以内
	④会館が定める契約責任者以外の者からの発注を受けたとき	認定をした日から 1か月以上6か月以内
	⑤その他会館が不正と認めた場合	上記①～④を考慮し事務局長が決定
(6) 不誠実行為	会館に対し不誠実な行為を働いたとき	認定をした日から 1か月以上9か月以内
(7) 贈賄	①会館の役職員に対し、贈賄が発覚したとき	認定をした日から 2か月以上12か月以内
	②会館以外の公的機関の職員等に対して行った贈賄が発覚したとき	認定をした日から 1か月以上9か月以内
(8) その他	①業者が取引停止期間中であるにもかかわらず、	取引停止期間終了日から

	会館において営業行為を行ったとき	1か月以上9か月以内
	②会館以外の公的機関において取引停止の措置が行われたとき	社会的影響度等を考慮し 事務局長が決定
	③前各号に掲げる場合のほか、特別の事由により会館発注の物品購入等契約の相手方として不適當であると認められるとき	事務局長が決定